

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人徳島県スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳴門市に置く。

2 この法人は、従たる事務所を徳島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、スポーツの振興と県民の健康の保持増進に関する事業を行い、徳島県民の間に広くスポーツに対する理解と関心を深め、県民の心身の健全な発達及び健康で活力のある県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国民体育大会をはじめ、競技スポーツの推進に関する事業
- (2) スポーツ指導者の育成に関する事業
- (3) スポーツ少年団の育成に関する事業
- (4) 生涯スポーツの普及推進及び活動支援に関する事業
- (5) スポーツの広報・顕彰に関する事業
- (6) スポーツ施設の管理・運営に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業を推進するために必要な場合には、売店等の運営に関する事業を行う。

3 前2項の事業は、徳島県内において行うものとする。

第3章 加盟団体及び賛助会員

(加盟団体)

第5条 この法人に加盟できる団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 県下を統括する競技別スポーツ団体
- (2) 市町村を単位とする体育協会等
- (3) 県を単位とする学校体育団体
- (4) 前3号に定めるもののほか、理事会が特に必要と認める団体

(加 盟)

第6条 加盟団体の加入は、理事会の決議によって決定する。

(加盟団体会費)

第7条 加盟団体は、理事会において別に定める加盟団体会費を毎年納入しなければならない。

(休止・脱退及び除名)

第8条 加盟団体の休止・脱退は、理事会の決議によって決定する。

2 理事会は、該当団体がこの法人の加盟団体として不適当であると認めるときは、出席理事の3分の2以上の同意を得て、除名することができる。

(加盟団体規程)

第9条 前4条に規定するもののほか、加盟団体について必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める加盟団体規程によるものとする。

(賛助会員)

第10条 この法人の目的に賛同するものは、理事会の承認を得て、賛助会員になることができる。

第4章 財産及び会計

(財産)

第11条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

(財産の管理)

第12条 この法人の財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度及び会計年度)

第13条 この法人の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第14条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第15条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 16 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 5 章 評 議 員

(評議員)

第 17 条 この法人には、評議員 15 名以上 25 名以内を置く。

2 評議員のうち、1 名を評議員長とする。

(評議員の選任及び解任)

第 18 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）

の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、3 親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

7 評議員の選任及び評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(評議員の任期)

第 19 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 17 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 20 条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職責を行うために要する費用を弁償することができる。

第 6 章 評 議 員 会

(構 成)

第 21 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第 22 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の支給基準
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれら附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 23 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 24 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 25 条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。ただし、評議員長が欠けたとき、又は評議員長に事故があるときは、その評議員会において、出席した評議員の互選により議長を選任する。

(決 議)

第 26 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 31 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。

(理事等の説明義務)

第 27 条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合、その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りではない。

(決議の省略)

第 28 条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項につき議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 29 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が署名又は電子署名をする。

第 7 章 役 員

(役 員)

第 31 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 20 名以上 30 名以内

(2) 監事 4 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、2 名以内を副会長とする。

3 理事のうち 1 名を理事長、2 名以内を副理事長とし、これらをもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とする。

4 理事のうち 2 名以内を専務理事、2 名以内を常務理事とし、これらをもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第 32 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 33 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この法人の諸行事の代表等を行うほか、この法人の事業の執行に関し必要な助言を行う。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時又は欠けた時は理事会の定める順序によりその業務を代理する。

6 専務理事及び常務理事は、理事会の決議に基づき業務を執行する。

7 理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

8 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 34 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 35 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会

の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第31条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第36条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第37条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第8章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長等)

第38条 この法人には、名誉会長ならびに顧問及び参与をそれぞれ若干名置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与は、理事会において任期を定め、たうえで選任する。
- 3 名誉会長は、理事長の相談に応じる。
- 4 顧問は、特定事項について理事長の諮問に応じ、参与は、会議に出席し意見を述べることができる。
- 5 名誉会長ならびに顧問及び参与が役員に選任された場合、役員の任期中は委嘱を解かれたものとする。
- 6 名誉会長、顧問及び参与は無報酬とする。

第9章 理事会

(構成)

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ指定した副理事長が理事会を招集し、議長を務める。

(議長)

第42条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数及び決議)

第 43 条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 44 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 45 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 33 条第 8 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 46 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、これに署名又は電子署名しなければならない。

第 10 章 専 門 委 員 会 等

(専門委員会等)

第 47 条 この法人の事業を推進するために、理事会の決議を経て、各種専門委員会等を設置することができる。

2 専門委員会等は、第 4 条に掲げる事業のうち、必要な事業を専門的に行うものとする。

3 専門委員会等の委員長は理事長が委嘱する。

4 専門委員会等の委員、運営その他必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第 11 章 事 務 局

(事務局)

第 48 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 事務局及び職員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第 12 章 定 款 の 変 更 及 び 解 散

(定款の変更)

第 49 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 18 条についても適用する。

(解 散)

第 50 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 51 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合(そ

の権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日または当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告)

第53条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第14章 雑則

(委任)

第54条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を得て、理事長が別に定める。

第15章 補則

(委任)

第55条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第13条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は飯泉嘉門、副会長は岸一郎、中山昌作、専務理事は宇山孝人とする。
- 4 令和2年4月1日から一部改定して施行する。(第1条、第3条、第5条第1項及び第2項、第25条)
- 5 令和3年4月1日から一部改定して施行する。(第2条、第3条、第4条、第14条、第15条、第16条、第17条第1項、第23条、第24条、第28条、第29条、第30条第2項、第31条、第32条第2項、第33条第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項及び第8項、第37条第1項及び第2項、第38条第3項及び第4項、第40条第3項、第41条第2項、第45条第2項、第46条第2項、第47条第3項、第48条第2項及び第3項、第50条、第54条)
- 6 令和3年6月22日から一部改定して施行する。(第41条、第42条、第45条)